

# 名古屋税理士会昭和支部との協議会

令和7年9月12日（金）

15:50～16:15

天白文化小劇場

## 1 税務署長挨拶

## 2 税務署からの連絡事項

（1）文書回答手続の利用促進について

（2）相続税申告における e - T a x の積極的な利用について

## 3 その他

# ご存じですか？ 文書回答手続

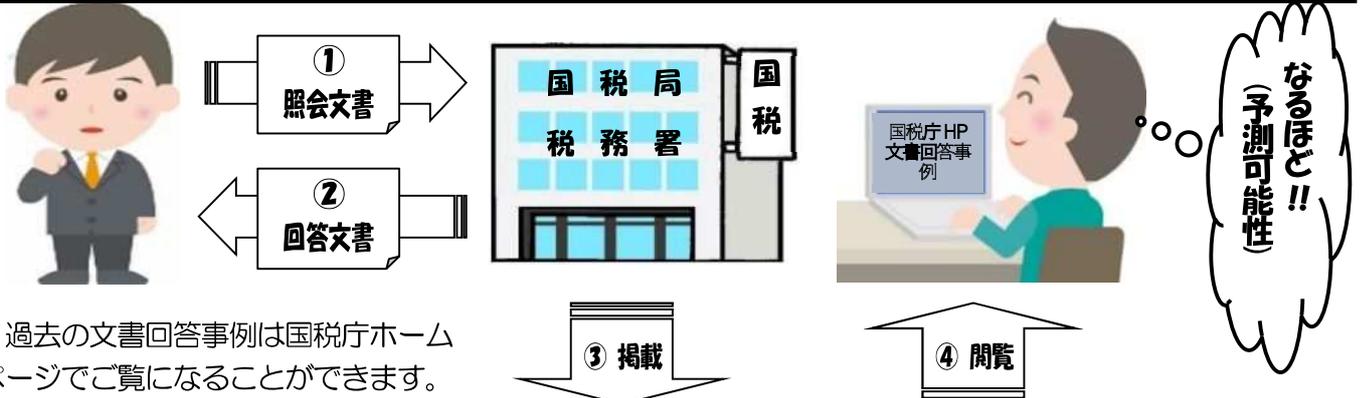
令和6年12月

## 〔文書回答手続〕

- 国税局においては、納税者の方からの個別の取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に対して、文書により回答するサービスを実施しています。  
また、その照会及び回答の内容は、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性を高めるために、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】にて公表しています。
- 同業者団体等からの照会（その構成員等が行う取引等に係る税務上の取扱いに関する照会に限ります。）についても、上記と同様に、文書による回答を行うとともに、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表しています。
- 詳しくは[文書回答手続特設サイト](#)をご覧ください。

通常、受付窓口は事前照会をされる方の納税地を所轄する税務署の担当部門になりますが、次のものについては受付窓口が異なりますのでご注意ください。なお、郵送により照会文書を提出する場合は、封筒の表面に「文書回答手続に係る照会文書在中」と記載してください。

- イ 国税局調査部(課)所管法人による法人税・消費税に関する照会  
⇒ 法人を所管する国税局の調査審理課(又は調査管理課、調査課)
- ロ 酒税に関する照会 ⇒ 製造場等の所在地の所轄税務署(国税局所管の場合は所轄国税局の酒税課)
- ハ 間接諸税(印紙税を除きます。)に関する照会 ⇒ 製造場等の所在地の所轄国税局の消費税課



## 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】トップ画面

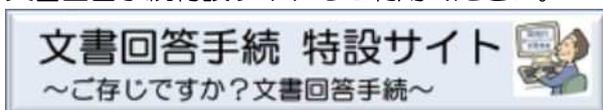
※掲載画像は令和6年12月現在のものです。

メニューバーの「法令等」から「文書回答事例」をクリック！

「文書回答事例」画面が表示されたら、「キーワード検索」又は「税目別検索」で調べたい事例を絞り込み、調べたい事例をクリック！

文書回答事例はこちら

- 文書回答手続特設サイトもご利用ください。



文書回答手続特設サイト



裏面に文書回答手続についてのQ&Aを掲載していますので、ぜひご覧ください。



国税庁 この社会あなたの税がいきている

問1 文書回答の対象となるものは、どのような照会ですか。

答 国税に係る申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）の照会が対象となります。また、実際に行われた取引等に関する照会のほか、将来行う予定の取引等に関する照会で個別具体的な資料の提出が可能なものは対象となります。

ただし、次のものは対象とはなりません。

- ① 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
- ② 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関係するもの
- ③ 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- ④ 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの など

問2 照会者名は公表されるのですか。また、照会文書に記載した内容は全て公表されるのですか。

答 照会者名については、照会者から公表の申出がない限り、公表されることはありません。

照会文書に記載した内容については、そのまま公表されるものではありませんので、公表内容については、担当部署にご相談ください。

（注）同業者団体等からの照会については、照会者名も公表されます。

問3 文書回答の対象とならない場合には、何も回答してもらえないのですか。

答 最終的に文書回答を行わない場合であっても、内容を審査して、口頭による回答が可能な事前照会については、口頭による回答を行います。ただし、実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するものなどは口頭でも回答できないこと、また、照会内容によっては回答を一般的な事項に留めざるを得ない場合があることなどをご了承ください。

問4 照会してからどのくらいで回答してもらえるのですか。

答 回答は、受付窓口で受け付けた日から原則3か月以内<sup>※</sup>の極力早期に行うよう努めることとしています。ただし、例えば、照会内容が複雑であるもの等、照会の内容によっては、その期間内で回答できない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

※ 「3か月以内」とは、審査に必要な追加資料の提出や、照会文書の補正に要した期間を除いた期間ですので、照会に当たっては、これらの期間等を考慮してご照会ください。

問5 その他文書回答手続の利用に当たって特に注意しておくべきことはありますか。

答 ○ 文書回答手続は納税者サービスとして行っているものであるため、回答内容は照会者の申告内容等を拘束するものではありません。したがって、回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。また、回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答がないことなどに不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりませんのでご注意ください。

○ 最終的に文書回答ができるかどうかは、国税局等の審査の結果によります。したがって、場合によっては、税務署等での受付後に文書回答の対象にならないというご連絡をさせていただくことがありますのでご了承ください。

国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、上記のほかに詳細な照会手続や照会様式等を掲載していますので、ご利用ください。また、文書回答手続による事前照会はe-Taxを利用できますので、ぜひご活用ください。

事前照会に対する  
文書回答手続



e-Taxでの文書回答  
手続の概要



名古屋国税局からのお知らせ

## 文書回答手續をご利用ください！

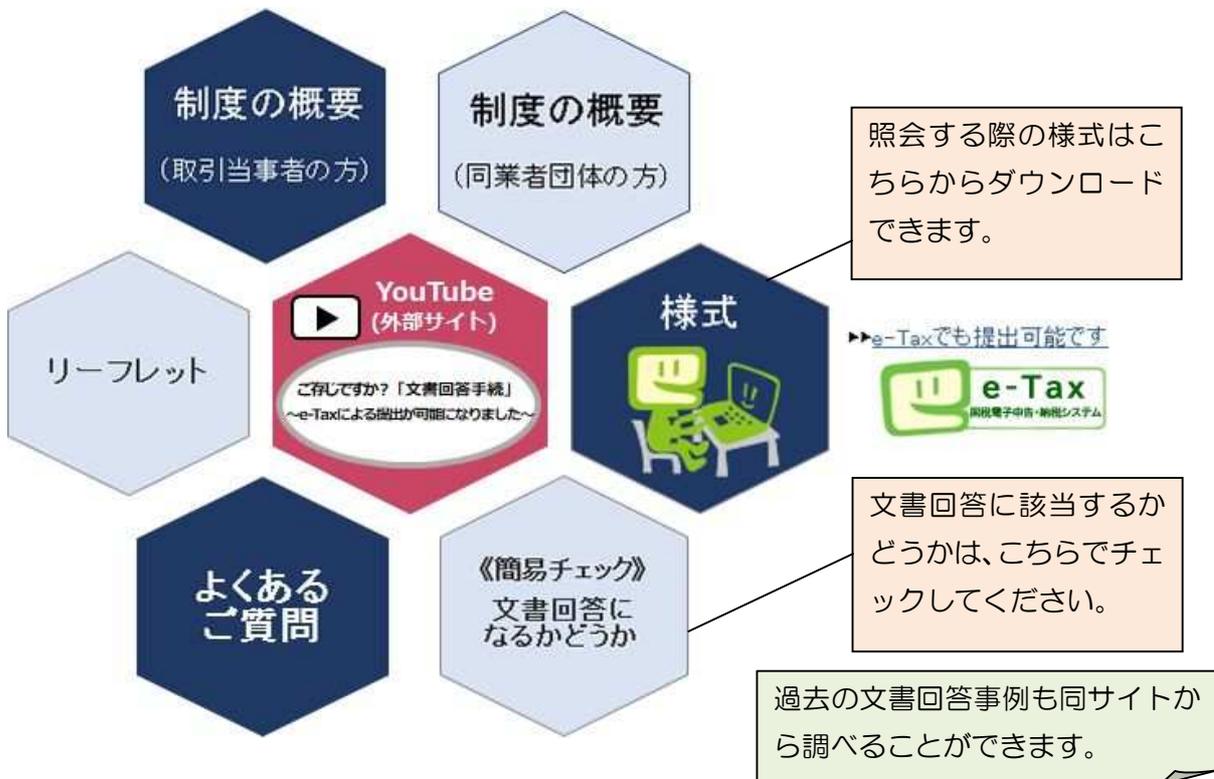
国税局では、納税者の皆様から、申告期限等の前に「具体的な取引等に係る税務上の取扱い」に関して、文書による回答を求める旨の照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、同様の取引等を行う他の納税者の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容等を国税庁ホームページで公表しています。

文書回答手續について調べるには、国税庁ホームページの特設サイトが便利です。（こちらからアクセスできます。）



### 文書回答手續 特設サイト

～ご存じですか？文書回答手續～



文書回答手續の対象になるとと思われる照会がありましたら、担当部署へご相談ください。

税理士の皆さまへ

# 相続税e-Tax をご利用ください

相続税e-Taxを利用する場合の7つのポイントを裏面で紹介



税理士の皆さまからのご意見等を踏まえた利便性向上策

## 税理士による贈与税申告情報の確認 (R7.5～) NEW

- ◆ e-Taxのマイページにおいて、相続人が過去にe-Tax送信した贈与税申告情報の確認が可能 (R7.1～)
- ◆ 相続人と委任関係の登録を行った税理士も相続人のマイページから贈与税申告情報の参照が可能

## 添付書類等のスキャナ読取り要件の見直し (R7.4～) NEW

- ◆ イメージデータ (PDF) のカラー要件を見直し、グレースケール (白黒など) で送信可能
- ▶ 令和7年3月まではカラー階調 (いわゆる、フルカラー) によりスキャナ読取り等を行う必要がありました。

## 利用者識別番号確認手続の簡素化 (R6.12～) NEW

- ◆ 複数人分の利用者識別番号を一度の「変更等届出書」の送信で確認可能
- ▶ 利用者識別番号の有無等は税務署 (又は業務センター) から税理士に電話で回答

## 提出をお願いしている添付書類の削減 (R5.1～)

- ◆ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

## 「相続税e-Tax特設サイト」のお知らせ

- 相続税e-Taxに関するFAQや、利用者識別番号の確認方法など、参考となる情報を掲載しています。

Check!

閲覧は  
こちらから

相続税e-Tax  
特設サイト



## 申告書作成前の相続人への説明時

### 1 相続人の「利用者識別番号」を確認

- 利用者識別番号が不明な場合は「**変更等届出書**」をe-Tax送信
- 利用者識別番号の有無等を税務署又は業務センターから税理士に**電話**で連絡
- ※ パスワードの解除は不要です。



「変更等届出書」  
の入力方法

### 2 相続人に「委任関係の登録」について説明

- e-Tax上で「**委任関係の登録**」を実施
- ※ 「委任関係の登録」により相続人のe-Taxマイページ参照権限が税理士に付与されます。



委任登録の方法

◆ 納付が見込まれる場合には、ダイレクト納付利用届出書の準備いただくことをおすすめします。

## 相続税申告に必要なとなる資料の収集時

### 3 マイページから「贈与税申告情報」を確認

- 委任関係の登録を行った**相続人のマイページ**を参照
- 「贈与税関係」メニューから**贈与税申告情報**を確認
- ※ 確認できる情報は e-Taxで送信された申告に限ります。



マイページの  
贈与税申告情報

### 4 収集した書類はPDFで保管

- 収集した書類は**PDFで保管**
- ※ 相続人から預かった書類をスキャンしてPDF化。

## 相続税申告のe-Tax送信時

### 5 添付書類はイメージデータ（PDF）で送信

- イメージデータ（PDF）は**グレースケール（白黒など）**でも可能
- 1回の送信で**14MB**まで送信が可能（合計11回：最大154MBの送信が可能）



イメージデータで  
送信可能な添付書類

### 6 申告書の提出状況はe-Taxの受信通知で確認

- e-Tax受信通知画面から**申告書の提出状況**を確認
- 申告書の提出日時はいつでも確認が可能

## 相続税の納付時

### 7 相続税の納付もキャッシュレス

- キャッシュレス納付なら税務署や金融機関等への**窓口に行く必要なし**
- 税理士が納税者に代わって**ダイレクト納付**の手続を行うことが可能
- ※ ダイレクト納付を利用する場合は、**事前に**「ダイレクト納付利用届出書」の提出が必要となります。



納付手続

## e-Taxの事前準備・送信方法・エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ

- WEBで解決  
e-Taxのご利用に当たって、皆さまから寄せられた質問を、e-Taxホームページへ掲載しています。  
e-Tax全般に関する質問につきまして、まずは「よくある質問（Q&A）」をご覧ください。
- 電話によるお問い合わせ  
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901  
受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（休祝日及び12月29日～1月3日を除く）



e-Taxに関する  
お問い合わせ先

